

令和 7 年 4 月 1 日
四国電力送配電株式会社

愛媛県で発生した林野火災により被災されたみなさまに対する 託送料金等の特別措置について

愛媛県で発生した林野火災により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申しあげます。

当社は、このたびの林野火災により、災害救助法が適用された愛媛県今治市および西条市において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合には、特別措置を講ずることとし、令和 7 年 3 月 27 日、託送供給等約款以外の供給条件、最終保障供給約款以外の供給条件を経済産業大臣に申請し、本日認可（承認）を受けましたので、お知らせいたします。

1. 特別措置の対象地域

[令和 7 年 3 月 23 日に災害救助法が適用された市町村]

愛媛県 今治市、西条市

(注) 今回の災害において、上記以外の市町村で災害救助法が適用された場合または「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」にもとづく激甚災害の対象地域に指定された場合は、当該市町村も特別措置の対象といたします。

2. 特別措置の内容および申込み方法

特別措置の内容、適用期間、申込み方法等の詳細は別紙 1（当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま等）および別紙 2（当社と電気のご契約をいただいているお客さま）を参照ください。

3. 別紙

別紙 1 特別措置の内容および申込み方法（当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま等）

別紙 2 特別措置の内容および申込み方法（当社と電気のご契約をいただいているお客さま）

以 上

特別措置の内容および申込み方法
(当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま等)

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点または被災された発電者の受電地点について、以下の特別措置を適用します。

なお、特別措置の適用にあたっては、原則として、令和7年9月末日までに、当社の定める申込書およびり災証明書を提出いただきます。

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金（以下、「当該料金」という。）の令和7年2月（支払期日が3月23日以降のものに限る。）、3月、4月および5月料金計算分の料金算定日を1月延長します。

2. 不使用月の接続送電サービス料金等の免除（令和7年3月31日まで）

被災時から引き続き全く電気を使用しなかった場合、かつ、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月が令和7年3月31日が属する料金計算月（ただし、令和7年3月の検針日もしくは当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせした場合には計量日から令和7年3月31日までの期間）である場合に限り、当該料金を申し受けません。

なお、被災日以降、電気のご使用を確認した場合は、当該料金の免除の対象外とさせていただきます。

3. 不使用日の接続送電サービス料金等の免除（令和7年4月1日以降）

被災時から引き続き全く電気を使用しなかった場合には令和7年4月1日が属する料金計算月から、被災日が属する料金計算月から6月後の料金計算月まで（ただし、令和7年4月1日が属する月の料金の算定期間については令和7年4月1日から令和7年4月の検針日もしくは当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせした場合には計量日の前日までとする。）に限り、不使用日に相当する当該料金を申し受けません。

なお、被災日以降、電気のご使用を確認した日以降は、当該料金の免除の対象外とさせていただきます。

4. 工事費負担金（※）の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しないで、被災前の契約を超えない内容で新たに申し込まれた場合で、令和7年9月末日までにお申し込みいただいたものについては、工事費負担金を申し受けません。

5. 臨時工事費（※）の免除

再建等のため、臨時接続送電サービスの利用を申し込まれた場合で、令和7年9月末日までにお申し込みをいただいたものについては、臨時工事費を申し受けません。

6. 使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の一部免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、令和7年9月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除します。

7. 諸工料（※）の免除

災害により電気のご使用に係る引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、令和7年9月末日までにお申し込みをいただいたものについては、初回の工事費を申し受けません。

8. 系統連系受電サービス料金の支払期日の延長

系統連系受電サービス料金の令和7年2月（支払期日が3月23日以降のものに限る。）、3月、4月および5月料金計算分の支払期日を1月延長します。

9. 不使用月の系統連系受電サービス料金の免除（令和7年3月31日まで）

被災時から引き続き全く発電または放電しなかった場合で、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月が令和7年3月31日が属する料金計算月（ただし、令和7年3月の検針日もしくは当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日をお知らせした場合には計量日から令和7年3月31日までの期間）である場合に限り、系統連系受電サービス料金を申し受けません。

なお、被災日以降、発電または放電を確認した場合は、系統連系受電サービス料金の免除の対象外とさせていただきます。

10. 不使用日の系統連系受電サービス料金の免除（令和7年4月1日以降）

被災時から引き続き全く発電または放電しなかった場合には、令和7年4月1日が属する料金計算月から、被災日が属する料金計算月から6月後の料金計算月まで（ただし、令和7年4月1日が属する月の料金の算定期間については令和7年4月1日から令和7年4月の検針日もしくは当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日をお知らせした場合には計量日の前日までとする。）に限り、不使用日に相当する系統連系受電サービス料金を申し受けません。

なお、被災日以降、発電または放電を確認した日以降は系統連系受電サービス料金の免除の対象外とさせていただきます。

11. 運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の一部免除

発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合、令和7年9月末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金を免除します。

※ 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、電気を供給するために施工される設備にかかる工事費のうち、当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さまにご負担いただく費用をいいます。

【問い合わせ先・申込先】

○小売電気事業者さま・発電契約者さま

四国電力送配電株式会社 ネットワークサービスセンター

Mail : ryoukin2@yonden.co.jp

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く

○発電事業者さま（当社と直接受給契約を締結している発電事業者を含みます。）

四国電力送配電株式会社 契約センター

TEL：087-805-0320

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く

特別措置の内容および申込み方法 (当社と電気のご契約をいただいているお客さま)

被災されたお客さま（最終保障供給にて電気をお使いのお客さま）に対し、以下の特別措置を適用します。

なお、特別措置の適用にあたっては、原則として、令和7年9月末日までに、当社の定める申込書およびり災証明書を提出いただきます。

1. 電気料金の支払期日の延長

令和7年2月（支払期日が3月23日以降のものに限る。）、3月、4月および5月料金計算分の電気料金の支払期日を1月延長します。

2. 不使用日の電気料金の免除（令和7年4月1日以降）

被災時から引き続き全く電気を使用しなかった場合には令和7年3月23日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、不使用日に相当する電気料金を申し受けません。

なお、被災日以降、電気のご使用を確認した日以降は電気料金の免除の対象外とさせていただきます。

3. 工事費負担金（※）の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しないで、被災前の契約を超えない内容で新たに申し込まれた場合で、令和7年9月末日までにお申し込みいただいたものについては、工事費負担金を申し受けません。

4. 臨時工事費（※）の免除

再建等のため、令和7年9月末日までに契約期間が1年未満の電気の使用についてお申し込みをいただいたものについては、臨時工事費を申し受けません。

5. 使用不能設備に相当する基本料金の一部免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、令和7年9月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

6. 諸工料（※）の免除

災害により電気のご使用に係る引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、令和7年9月末日までにお申し込みをいただいたものについて

は、初回の工事費を申し受けません。

※ 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

【問い合わせ先・申込先】

四国電力送配電株式会社 ネットワークサービスセンター

Mail : ryoukin2@yonden.co.jp

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く

以上